

健康福祉部の対象法律及び基準概要一覧

1次2次の別	法律	基準の概要	省令発出
1次	児童福祉法	児童福祉施設（障害児関係除く）の基準	○
		児童福祉施設（障害児関係）の基準	×
2次		事業者の法人格に関する基準	×
1次	老人福祉法	養護老人ホーム・特別養護老人ホームの基準	○
1次	介護保険法	指定居宅サービス等の基準	○
2次		事業者の法人格に関する基準等	×
1次	障害者自立支援法	指定障害福祉サービス等の基準	○
2次		事業者の法人格に関する基準	×
	生活保護法	保護施設（救護施設、更生施設等）の基準	
	社会福祉法	婦人保護施設の基準	
		軽費老人ホームの基準	
	医療法	病院・診療所等の基準	
食品衛生法	食品検査施設の基準		

○ 地方分権一括法等に基づき条例委任された基準とその内容

1次・2次	法令	基準	類型	内容	備考
1次	児童福祉法	児童福祉施設(障害児施設以外)の人員、設備、運営に関する基準	従う	<p>○人員の配置に関する基準 例示:保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。</p> <p>○居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であって児童の健全な発達に密接に関連するもの 例示:乳児室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。</p> <p>○運営に関する事項であって、児童(助産施設にあつては妊産婦)の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの 例示:保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。</p>	
			参酌	<p>○上記以外 例示:非常災害対策、研修機会の確保、関係機関との連携 等</p>	
		従う	<p>○人員の配置に関する基準 例示:主として難聴児を受け入れる場合は、職能訓練担当職員について2人以上</p> <p>○居室及び病室の床面積その他設備に関する事項であって障害児の健全な発達に密接に関連するもの 例示:指導訓練室については、障害児一人当たり2.47㎡以上</p> <p>○運営に関する事項であって、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの 例示:身体拘束等の禁止</p>	※省令未発出のため、詳細不明	
		標準	<p>○利用定員 例示:放課後等デイサービスについては、利用定員10名以上</p>		
参酌	<p>○上記以外 例示:非常災害対策、地域との連携 等</p>				
2次		事業者の法人格の有無に関する基準	従う	不明	

○ 地方分権一括法等に基づき条例委任された基準とその内容

1次・2次	法令	基準	類型	内容	備考
1次	老人福祉法	養護老人ホーム・特別養護老人ホームの人員・設備・運営の基準	従う	<p>○人員の配置に関する基準 例示:施設長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>○居室の床面積 例示:居室に係る基準は次のとおりとする。 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。</p> <p>○運営に関する事項であって、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの 例示:特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。</p>	
			標準	<p>○入所定員 例示:養護老人ホームは、20人移譲(特別養護老人ホームを併設する場合にあっては、10人以上)の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。</p>	
			参酌	<p>○上記以外 例示:非常災害対策、研修機会の確保、地域との連携 等</p>	
	介護保険法	指定居宅サービス等の人員、設備、運営に関する基準	従う	<p>○人員の配置に関する基準 例示:指定訪問介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。</p> <p>○居室、療養室及び病室の床面積 例示:指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、三平方メートルに利用定員を乗じた面積以上のものを有しなければならない。</p> <p>○運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの 例示:指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。</p>	
			標準	<p>○利用定員 例示:指定療養通所介護事業所は、その利用定員を八人以下とする。</p>	
			参酌	<p>○上記以外 例示:非常災害対策、研修機会の確保、関係機関との連携 等</p>	
2次		事業者の法人格の有無に係る基準等	従う	不明	※省令未発出のため、詳細不明

○ 地方分権一括法等に基づき条例委任された基準とその内容

1次・2次	法令	基準	類型	内容	備考
1次	障害者自立支援法	指定障害福祉サービス等の人員、設備、運営に関する基準	従う	<p>○人員の配置に関する基準 例示:指定居宅介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。</p> <p>○居室及び病室の床面積 例示:居室の基準は次のとおりとする。 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き八平方メートル以上とすること。</p> <p>○運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの 例示:指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。</p>	
			標準	<p>○利用定員 例示:共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。</p>	
			参酌	<p>○上記以外 例示:非常災害対策、研修機会の確保、関係機関との連携 等</p>	
2次	生活保護法	事業者の法人格の有無に関する基準	従う	不明	※省令未発出のため、詳細不明
		保護施設(救護施設、更生施設等)の人員、設備、運営に関する基準	従う	<p>○人員の配置に関する基準 例示:生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を五・四で除して得た数以上とする。</p> <p>○居室の床面積 例示:居室の基準は、次のとおりとする。 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上とすること。</p> <p>○運営に関する事項であって、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの 例示:授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。</p>	※省令未発出のため、詳細不明
			標準	<p>○利用定員 例示:救護施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。</p>	
参酌	<p>○上記以外 例示:非常災害対策 等</p>				

○ 地方分権一括法等に基づき条例委任された基準とその内容

1次・2次	法令	基準	類型	内容	備考
2次	社会福祉法	婦人保護施設の人員、設備、運営に関する基準	従う	<p>○人員の配置に関する基準 例示：施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 一 三十歳以上の者であって、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に三年以上従事したものであること。 二 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。 三 心身ともに健全な者であること。</p> <p>○居室の床面積 例示：居室の基準は、次のとおりとする。 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね三・三平方メートル以上とすること。</p>	※省令未発出のため、詳細不明
			参酌	<p>○上記以外 例示：非常災害対策、関係機関との連携 等</p>	
		軽費老人ホームの人員、設備、運営に関する基準	従う	<p>○人員の配置に関する基準 例示：施設長は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>○居室の床面積 例示：居室の基準は、次のとおりとする。 一の居室の床面積は、二十一・六平方メートル以上とすること。</p> <p>○運営に関する事項であって、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの 例示：軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。</p>	※省令未発出のため、詳細不明
			標準	<p>○利用定員 例示：都市型軽費老人ホームは、その入所定員を二十人以下とする。</p>	
			参酌	<p>○上記以外 例示：非常災害対策、研修機会の確保、関係機関との連携 等</p>	

○ 地方分権一括法等に基づき条例委任された基準とその内容

1次・2次	法令	基準	類型	内容	備考
2次	医療法	既存病床数の補正基準	従う	不明	※省令未発出のため、詳細不明
		病院・診療所における専属薬剤師必置基準	従う	不明	
		病院・診療所における人員・設備基準	従う	○病院・診療所における看護師その他の従業者に係る員数(医師・歯科医師以外が対象) 例示:看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者の数を3をもつて除した数とを加えた数に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。	
			参酌	○病院・診療所が有しなければならない施設(診察室・手術室・エックス線装置等、法律で規定されているもの以外が対象) 例示:消毒施設、洗濯施設 等	
	食品衛生法	製品検査及び収去した食品等の試験に係る事務を行う検査施設の設備及び職員の配置に関する基準	従う	○施設の設備 例示:純水装置、恒温培養器、高圧滅菌器 等	※省令未発出のため、詳細不明
			参酌	○職員の配置 例示:検査又は試験のために必要な職員を置く	